

【原著論文】

## 保険法における「保険料」概念と「危険」概念の関連性 —商学のからのアプローチ—\*

### The Relevance between Concept 'Premium' and Concept 'Risk' in Insurance Contract Act of Japan

吉澤 卓哉\*\*

Takuya YOSHIZAWA

**Abstract.** This paper shows the relevance between concept 'premium' and concept 'risk' of the new Insurance Contract Act of Japan in the light of commercial science of insurance. First, I mention that this act has the definition clause concerning 'insurance contract,' which describes the 'premium' as 'calculated in proportion to the probability of occurrence of such a specific cause.' This expression may be understood to limit the insurance risk to frequency risk, but it should be understood to include severity risk. Second, I mention that the articles of this act concerning 'risk' should also be understood to include severity risk, because this act has the similar definition clause concerning 'risk' to that of 'premium.'

**Key Words:** insurance contract, premium, occurrence, frequency, severity

#### 1. 論点の提示: 「保険料」に関する限定文言と「危険」概念

保険契約に関して、平成 20 年改正前商法（以下、旧法という）では、「損害保険契約」と「生命保険契約」という 2 つの典型契約が定義され（旧法 629 条、673 条）、典型契約毎に独立の節を設けて各種法規整が置かれていた。けれども、それらの上位概念となる保険契約自体に関する定義は存在しなかった。

これに対して、保険法（平成 20 年法律第 56 号）は、「損害保険契約」、「生命保険契約」、「傷害疾病定額保険契約」の 3 つを典型契約として定義し（保険法 2 条 6 号、8 号、9 号）、典型契約毎に独立の章を設けて各種法規整を置いている。そして、これらの典型契約を包摂する上位概念として、保険法は「保険契約」の定義を置いた。すなわち、「保険契約」とは、一定事由の発生を条件とする財産上の給付と、当該一定事由の発生可能性に応じた

「保険料」の支払とが、対価関係にある契約であると定義している（保険法 2 条 1 号）。

この「保険契約」に関する定義規定の前段である給付条件付き財産給付は、旧法における「損害保険契約」や「生命保険契約」概念からも導出できた内容である（山下（2008）p. 12）。しかるに、後段の「保険料」には、「当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして」という「限定」（落合（2009）p. 9 [落合誠一]参照。以下、「保険料」に関する限定文言という）が付されているが、これは旧法にはなかった。

この保険法の「保険料」に関する限定文言にどれほどの重みがあるかは即断できない。保険法の立案担当者は、一定の意義を持たせるべくこの限定文言を設けたと述べているが（萩本（2009）p. 30 n. 4）、法学者の学説には、大数の法則や共同的備蓄の形成を含めた保険制度を前提とする契約である旨を示していると解する立場や（江頭（2010）

\* 2010 年 5 月 17 日受付、2011 年 1 月 13 日受理（改訂版受理）

\*\* 東京海上日動火災保険株式会社（Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.）

p. 411), この限定文言はあまり厳密なものではないとする立場や(山下(2008) p. 12), さらには, この限定文言の設置自体に否定的な見解もある(落合(2009) p. 9 [落合誠一])。こうした状況の下, 本稿は, この「保険料」に関する限定文言を手がかりに, 保険法における「保険料」概念と「危険」概念の関連性, および, 「危険」概念を中心とする保険法の諸規整における法解釈について, 商学(保険学あるいは保険論)の観点から検討を行う。論点自体は保険法の解釈問題ではあるものの, 保険法の適用対象が経済的な保険であることを保険法は予定しており(竹瀨(2008) p. 18, 萩本(2008) p. 15。また, 江頭(2010) p. 405 参照。この点は旧法下の解釈と変わらない。旧法下の解釈については大森(1985) pp. 35-36, p. 37 n. 10, p. 38 n. 11, 山下(2005) pp. 6-9 (特に p. 8 n. 7) 参照), しかも, 旧法と同様, 一定の「保険契約」の集合体である「保険」自体に関する定義規定を保険法は置いていないからである(上述のとおり, 保険法に「保険契約」の定義規定はあるものの十分ではない)。なお, 本稿で論じる「保険料」や「危険」は, あくまでも保険法上の概念であるので, 商学における保険料概念や危険概念(たとえば, 日本リスク研究会(2006) p. 13 [木下富雄], 同(2008) pp. 308-310 [田村祐一郎]。なおJIS Q 0073(2010) 1.1 参照)と必ずしも一致するものではない。

「保険料」に関する限定文言について, 保険学(商学)の観点からは次の2点が問題となる。一つは, 保険法の「保険料」が, 純保険料を指しているのか, それとも, 営業保険料を指しているのかという論点であるが, 本稿では取り上げない。結論だけを言えば, 「保険料」の主要部分についての必要条件を表しているとして解され, その場合には, 保険法の「保険料」は営業保険料を意味していることになる。すなわち, 営業保険料の主要部分である純保険料が, 「一定の事由の発生の可能性に応じたもの」であるという限定文言に適合すればよいことになる。

もう一つは, 保険法の「保険料」の主要部分が純保険料であるとして, 純保険料の必要条件として「保険料」に関する限定文言が保険法に明記されていることを商学の立場から如何に理解するかという論点である。すなわち, この限定文言は, 「保険料」が発生頻度に応じて算出されていることのみを指しているのか, それとも, 発生頻度のみな

らず発生強度に応じて算出されていることをも指しているのかという問題である。本稿はこの論点について商学の観点から検討を行い, 保険法における「保険料」は発生強度に応じた保険料をも意味していることを導く(次述2)。次に, この検討結果を受けて, 保険法上の「保険料」概念と, 保険法における重要概念である「危険」概念との関連性を検討し, 関連性を持つが故の法解釈への影響について論じ(後述3), 最後に結論を述べる(後述4)。

なお, 本稿において鈎括弧(「」)を付した用語があるが, 保険法上の概念であることを明確にするためである。

## 2. 発生頻度と発生強度

ある保険商品における純保険料総額は, 支払保険金の期待値(expected claim cost)であると一般に考えられる(Harrington and Niehaus(2004) pp.134-136)。そして, 支払保険金の期待値を保険保護のユニット(物保険では保険金額の1単位(たとえば, 千円))の数で除すと料率(rate)が算出されるが(Vaughan and Vaughan(2008) p. 131, Williams *et al.*(1995) p. 332, 小暮(1998) p. 9), 純保険料率法(pure premium method)では料率は発生頻度(frequency)に発生強度(severity, 保険給付対象となる一定事由の発生時における保険給付の平均額のこと)を乗じたものとなる(木村編(1978) pp. 77-78 [西郷武], 嶋倉(1982) pp. 89-91, 小暮(1998) pp. 15-16)。結局のところ, 純保険料は発生頻度と発生強度を主要要素として算出していることになる(山下, 米山編(2010) pp. 22-24 [米山高生])。

ところで, 保険法における「保険料」に関する限定文言を文理的に解釈すると, 発生頻度に応じた純保険料算出のみが「保険契約」の要件とされており, 発生強度に応じた純保険料算出が, 「保険契約」の要件から排除されているようにも読めてしまう。そこで, この点について, 保険商品を以下のとおり類型化して検討する。

### 2.1. 発生頻度に関する不確実性しか存在しない保険商品

確かに, 発生頻度に関する不確実性しか存在しない保険商品も存在する。「生命保険契約」の一種である生存保険や定期保険, 「傷害疾病定額保険契約」の一種である死亡のみ担保の傷害保険や死亡のみ担保のがん保険がこれに当たる。こうし

た保険商品は、被保険者の一定時点における生存や一定期間内における死亡を「保険事故」としたり、一定事由（傷害や癌）による死亡を「給付事由」（治療、死亡など、保険給付を行う要件として「傷害疾病定額保険契約」で定める事由のこと。保険法66条）としたりするものであるから、「保険料」に関する限定文言は非常に適合的である。

## 2.2. 発生頻度に関する不確実性と発生強度に関する不確実性の両者が存在する保険商品

他方、通常の「損害保険契約」や「傷害疾病定額保険契約」の保険商品では、発生頻度のみならず、発生強度をも純保険料算出の基礎としている。損害填補型の保険商品（たとえば、火災保険、自動車保険の対人賠償責任保険）である「損害保険契約」においては、保険事故によって填補対象損害が発生しても、填補対象損害の多寡次第で保険給付額が異なるからである。また、一般的な「傷害疾病定額保険契約」（たとえば、死亡のみならず入院や手術や後遺障害も「給付事由」とする傷害保険やがん保険）においては、一定の「傷害疾病」（傷害または疾病のこと。保険法2条4号ハ）によって「給付事由」が発生しても、当該給付事由である入院の期間、手術の内容、後遺障害の程度次第で保険給付額が異なるからである。けれども、「保険料」に関する限定文言は、一見すると、こうした保険商品には適合しないように見受けられる。

ここで、仮に、「保険料」に関する限定文言を、営業保険料の主要部分を成している純保険料の、さらにそのうちの発生頻度に応じた部分のみに関する必要条件と理解すれば、こうした保険商品に関しても適合的であると言えないことはない。

しかしながら、「損害保険契約」は填補対象損害額の多寡に応じて保険給付額が変動するので、発生強度の計測も重要である（水島（2006）pp. 45）。「傷害疾病定額保険契約」もまたしかりである。とすると、「保険料」に関する限定文言は、明示的ではないものの、発生頻度のみならず、発生強度をも包摂しているものと理解すべきであろう。

## 2.3. 発生強度に関する不確実性しか存在しない保険商品

もし、発生頻度に関する不確実性が存在せず、発生強度に関する不確実性しか存在しない保険商品や保険契約があったとしたら（ただし、一般的な保険商品としては存在しないと言われている。白杉（1954）p. 17, 水島（2006）p. 4）、そして、当該保険商品や保険契約も保険法上の「保険契約」と

して取り扱うべきだとすると、「保険料」に関する限定文言は、明示的ではないものの、発生強度をも包摂しているものと解さざるを得ないことになる。

たとえば、米国のMGMグランドホテル火災事故（1980年11月21日。死者85名、負傷者700名以上）の後に、同ホテルが手配した賠償責任保険がこれに当たる。この火災事故では多数の死傷者が生じ、ホテルは巨額の損害賠償責任を負担することが懸念された。しかるに、火災事故発生時に付保していた賠償責任保険の填補限度額が十分ではなかったため、事後的に、上乘せの賠償責任保険を追加購入した（金光（1987）pp. 28-32）。追加購入した賠償責任保険は、通常の事故発生日ベース（occurrence basis. 原因事故日を保険事故日とする方式のこと）の賠償責任保険であるから遡及保険となる。すなわち、保険事故が発生済みであることを保険契約者も保険者も了知したうえで締結した遡及保険契約であり、填補損害額の多寡のみが不確定な状況下での保険契約締結であった。つまり、発生頻度に関する不確実性は存在せず、発生強度に関する不確実性のみが存在する保険契約である。

保険事故発生を保険契約者と保険者の双方が了知したうえで締結する同様の保険契約としては、理論的には、他にも、船舶座礁後に手配する船舶保険や、リコール事由発覚後に手配するリコール費用保険などが考えられる。

なお、このように経済的には保険であるものの、保険法上の「保険契約」への該当性が判然としなない場合には、契約当事者が保険商品として取引をしており、こうした保険契約も社会的に有用であり、さらに、保険法上の諸規整を当該取引に適用すべきであるなら、保険法上の「保険契約」として取り扱うべきであろう。なぜなら、保険法には「保険」（保険法1条）の定義が置かれていないため、当該取引について、保険と観念される社会通念が未だ確立していないような場合には、当事者の意図と、保険法の諸規整の適用によって妥当な解決が図られるかどうかによって、保険法上の「保険」か否かを決すべき（落合（2009）p. 4〔落合誠一〕）だからである。

## 2.4. 法文との整合

以上のように、法文上は明示されていないものの、「保険料」に関する限定文言は黙示的に発生強度リスクも包摂すると考えられる。したがって、

黙示的な発生頻度を明示的に表現すると、「保険料」に関する限定文言は、「当該一定の事由の発生の可能性 and/or 発生頻度に応じたものとして」ということになる。

なお、「一定の事由」の解し方次第では、「保険料」に関する限定文言に当然に発生強度リスクも含まれると考えることもできるかもしれない。すなわち、「損害保険契約」や「傷害疾病定額保険契約」の「保険料」は、経済的には、支払保険金の金額区分毎の発生頻度に関する確率分布に基づいて保険料が算定されているとも考えられるからである。ここで、「保険料」に関する限定文言のうちの「一定の事由」を、1種類の事象ではなくて、当該確率分布における支払保険金の各金額階層区分という多段階の連続事象と捉えれば、発生強度を各金額階層区分における発生頻度に変換することができる。たとえば、保険金額1,000万円の火災保険について、 $0\text{円} < x_1 \leq 10\text{万円}$ 、 $10\text{万円} < x_2 \leq 20\text{万円}$ 、 $\dots$ 、 $990\text{万円} < x_{100} \leq 1,000\text{万円}$ という支払保険金の階層分けを行い、各金額階層区分の発生頻度に各金額階層区分の平均支払保険金を乗じたものを合計すれば純保険料となる。けれども、この解釈は法文（次述3.1参照）の通常理解からの乖離が大き過ぎるので採用できない。

### 3. 「危険」

#### 3.1. 「一定の事由の発生の可能性」と「危険」

前節により、「一定の事由の発生の可能性」という「保険料」に関する限定文言は、発生頻度のみならず、黙示的に発生強度をも包摂する概念であることが明らかになった。この「一定の事由の発生の可能性」という概念の出発点は、「一定の事由」（保険法2条1号）である。ここで、保険法における「一定の事由」とは、「損害保険契約」では、「一定の偶発な事故」（＝「保険事故」）によって填補対象損害が生ずることであり（保険法2条6号、5条1項）、「生命保険契約」では、被保険者の死亡または一定時点における生存（＝「保険事故」）のことであり（保険法2条8号、37条）、「傷害疾病定額保険契約」では、被保険者の「傷害疾病」によって「給付事由」が生ずることである（保険法2条9号、66条）。そして、この「一定の事由」の発生が、「保険契約」における保険給付の条件となる（保険法2条1号）。

ところで、保険法における重要な概念として、「危険」という概念がある。旧法では「危険」という

用語は多義的に用いられていたが（大森（1985）p. 61）、保険法では各章に定義規定が置かれて典型契約毎に一義となった。具体的には、「損害保険契約」では、填補対象損害の発生の可能性のことであり（保険法4条）、「生命保険契約」では、被保険者の死亡または一定時点における生存（＝「保険事故」）の発生の可能性のことであり（保険法37条）、「傷害疾病定額保険契約」では、被保険者の「傷害疾病」による「給付事由」の発生の可能性のことであり（保険法66条）。

こうした典型契約毎に置かれている保険法上の「危険」に関する定義を総括すると、「危険」とは、まさに、前節で論じてきた「一定の事由の発生の可能性」と同義であることが分かる。このことは、法制審議会（2007）第1（注1）が、「保険」の意義について、「危険に応じて保険料を拠出し・・・」と提案していたことから窺われるところである。また、「一定の事由の発生の可能性」と「危険」との関連性については、既に山下（2008）p. 12が指摘している。したがって、「一定の事由の発生の可能性」という概念には発生強度も黙示的に含むとすると（前述2参照）、保険法上の「危険」という概念も、発生頻度のみならず、発生強度をも包摂していることになる（ただし、米山（2010）p. 69 n. 17, pp. 72-73は法文文言どおりに、「危険」を発生頻度のみだと解する。なお、山下、米山編（2010）pp. 30-31も参照）。こうした観点から、以下では、「危険」概念を中心とする保険法の諸規整における法解釈のあり方を検討する。

#### 3.2. 告知義務と危険増加と危険減少

##### 3.2.1. 告知義務

保険契約者等になる者は、保険契約締結時に告知義務が課されている。この告知義務の対象となる「告知事項」は、「危険」に関する重要な事項のうち、保険者になる者が告知を求めたものである（保険法4条、37条、66条）。つまり、「告知事項」は、まずもって「危険」に関する事項でなければならない。

ここで、「危険」には、発生頻度のみならず、発生強度をも包摂すると考えられるから（前述3.1参照）、発生強度にしか影響しない事項を「告知事項」とすることもできると解すべきである。たとえば、店舗や工場における消火設備は、一般に火災の発生自体を防止するものではなく、発生した火災による火災損害の拡大を防止する役割を担うものであるが（つまり、発生頻度には影響しない

が、発生強度に影響する)、消火設備の有無や内容を火災保険の「告知事項」とすることも可能だと考えられる(この解釈は、危険減少規整に関する解釈(後述 3.2.3 参照)と平仄が合う)。

そして、告知義務違反に対する制裁としての保険者の契約解除権(保険法 28 条 1 項, 56 条 1 項, 84 条 1 項)に関しても同様に解される。すなわち、発生強度にしか影響しない「告知事項」について告知義務違反がなされた場合にも、保険者に契約解除権が発生すると考えられる(なお、保険者免責については後述 3.3 参照)。

### 3.2.2. 危険増加の通知義務

保険法は、「危険増加」の通知義務自体に関しては規定を置いていないが、「危険増加」の通知義務違反に対する制裁としての解除権に関する規定を置いている。そこでは、「危険増加」に係る「告知事項」について、変更発生後の遅滞なき通知義務が当該保険契約で定められていることが保険者の契約解除権発生要件の一つとされている(保険法 29 条 1 項 1 号, 56 条 1 項 1 号, 85 条 1 項 1 号)。

そもそも、「危険増加」では、「告知事項」について、保険契約締結後に「危険」が高くなる必要とされている(保険法 29 条 1 項 柱書, 56 条 1 項 柱書, 85 条 1 項 柱書)、告知義務で述べたのと同様に(前述 3.2.1 参照)、「危険増加」の通知義務の対象事項としては、発生頻度に関する「告知事項」のみならず、発生強度にしか影響しない「告知事項」についても、約款で規定できることになる。

たとえば、火災保険契約締結の際に、特定の基準を充たす消火設備の存在を前提に特別の保険料割引が適用された場合には、その後に当該設備が廃棄されたり、使用不能となったりした場合には、その旨を通知すべき義務を約款で保険契約者に課すことも可能である。そして、保険者が「危険増加」を了知した場合には、保険者が追加保険料を保険契約者に請求できる旨を約款で規定することも可能だと考えられる。

また、「危険増加」の通知義務違反に対する制裁としての保険者の契約解除権(保険法 29 条 1 項, 56 条 1 項, 85 条 1 項)に関しても、告知義務と同様に解される。すなわち、発生強度にしか影響しない通知事項(保険契約で通知義務が定められている、「危険増加」に係る「告知事項」のこと)について通知義務違反がなされた場合にも、保険者に契約解除権が発生すると考えられる(なお、保

険者免責については後述 3.3 参照)。

### 3.2.3. 危険減少

保険契約締結後に「危険」が著しく減少した場合には、保険契約者は将来に向かっての「保険料」の減額請求権を持つ(保険法 11 条, 48 条, 77 条)。ここで「危険」とは発生頻度のみならず発生強度をも包摂すると考えられるから(前述 3.1 参照)、「損害保険契約」においては、「保険事故」の発生時に見込まれる填補対象損害が保険契約締結時の想定よりも著しく減少したり、「傷害疾病定額保険契約」においては、「傷害疾病」による「給付事由」が保険契約締結時の想定よりも著しく短縮・縮小したりすると、たとえ「保険事故」や「傷害疾病」の発生頻度には著しい変化がなくとも、保険契約者は「保険料」減額請求が可能だと考えられる。

たとえば、消火設備等に関する保険料割引制度のある火災保険に関して、保険料割引に該当する消火設備等を備えていなかった保険契約者が、保険契約締結後に消火設備等を設置する場合が考えられる。このような場合には、発生頻度の著しい低下はないものの、発生強度の著しい低下があるため、契約締結時から存在していれば当該火災保険における消火設備等に関する保険料割引制度が適用されたであろう場合には、保険期間の途中で当該割引制度を適用して「保険料」の減額を行うべきであろう。

## 3.3. 告知義務違反や通知義務違反の制裁としての保険者免責

### 3.3.1. 保険者免責の対象範囲の確定基準

保険契約者等が、告知義務に違反した場合や、「危険増加」の通知義務に違反した場合には、違反に対する制裁として、保険者の契約解除権の他に、保険者免責が保険法で用意されている。契約解除権と同じく、この保険者免責は、発生頻度に関する告知義務違反・通知義務違反のみならず、発生強度に関する告知義務違反・通知義務違反にも適用されるべきである。

ここで問題となるのが保険者免責の対象範囲である(保険法 31 条 2 項 1 号, 2 号, 59 条 2 項 1 号, 2 号, 88 条 2 項 1 号, 2 号)。たとえば、「損害保険契約」の告知義務違反においては、「解除された時まで発生した保険事故による損害」が保険者免責の対象となるのが原則であり、例外的に、保険法 28 条 1 項の事実(告知義務違反をした「告知事項」に関する、本来なされるべき正しい告知内容のこと)「に基づかずに発生した保険事故による損害」は保

険者有責となる。同様に、「傷害疾病定額保険契約」の告知義務違反においては、「解除された時までに発生した傷害疾病」が保険者免責の対象となるのが原則であり、例外的に、保険法84条1項の事実（告知義務違反をした「告知事項」に関する、本来なされるべき正しい告知内容）「に基づかずに発生した傷害疾病」は保険者有責となる。

つまり、「損害保険契約」や「傷害疾病定額保険契約」の告知義務違反解除や通知義務違反解除における、保険者免責の対象範囲の画定基準や例外的な因果関係特則の対象範囲の画定基準は、解除時までに発生した「保険事故」（保険法5条1項）や「傷害疾病」であって、填補対象損害や「給付事由」ではない（それぞれ、前者は「損害保険契約」の場合、後者は「傷害疾病定額保険契約」の場合である。以下、同じ）。

したがって、たとえ「危険」（填補対象損害の発生の可能性や「給付事由」の発生の可能性）には、発生頻度のみならず、発生強度も包摂されるとしても（前述3.1参照）、ここで保険者免責の対象範囲の画定基準として用いられているのは、「保険事故」や「傷害疾病」という、填補対象損害や「給付事由」の発生の前段階の事象であり、これらには発生強度の考え方は馴染みにくい。

### 3.3.2. 「保険事故」や「傷害疾病」を画定基準とする理由

ところで、告知義務違反解除や通知義務違反解除における保険者免責や例外的な因果関係特則の対象範囲の画定基準として「保険事故」や「傷害疾病」を用いているのは、次の理由によるものと考えられる。

まず第1に、「危険」が発生頻度のみを意味するのであれば、填補対象損害や「給付事由」の発生可能性に関する事項が「告知事項」となり得る。そして、一般的には、填補対象損害や「給付事由」の発生可能性は、それらの発生の前段階事象である「保険事故」や「傷害疾病」の発生可能性から直接的な影響を受けていると言えることが多いし、また、そのため「保険事故」や「傷害疾病」を保険者免責や因果関係特則の対象範囲画定基準として用いても、事実上の支障が生じない。

第2に、仮に、填補対象損害や「給付事由」を保険者免責の対象範囲の画定基準として採用すると、かえって支障が生じる場合がある。たとえば、所得補償保険（これは判例では損害填補型商品とされているので（最高裁判平成元年1月19日判決・

最高裁判所裁判集民事156号55頁）、保険法上の「損害保険契約」にあたる）において、契約締結時に告知義務違反があったことが、身体障害による被保険者の就業不能開始後に判明したと想定する。この場合は、「保険事故」（ここでは就業不能開始）の後に填補対象損害（ここでは所得損失）が継続的に発生する。したがって、もし、填補対象損害の発生時期を保険者免責の対象範囲の画定基準として採用すると、告知義務違反解除前に発生した「保険事故」については、解除前に発生した填補対象損害（ここでは解除前に発生した所得損失）が保険者免責となるだけで、解除以後に発生する填補対象損害（ここでは解除後に発生した所得損失）は保険者免責とはならないことになってしまう。

以上の2つの理由から、「告知事項」は「危険」（填補対象損害の発生可能性や「給付事由」の発生可能性）に関する事項であるにもかかわらず、告知義務違反の制裁としての保険者免責の対象範囲の画定基準としては、填補対象損害の発生や「給付事由」の発生の前段階事象である、「保険事故」の発生や「傷害疾病」の発生を用いていると考えられる。

### 3.3.3. 発生強度の考慮

このように、「危険」が発生頻度のみを想定しているのであれば、告知義務違反の制裁である保険者免責や例外的な因果関係特則の対象範囲の画定基準として、「保険事故」の発生や「傷害疾病」の発生を用いることに合理性がある。しかしながら、「危険」に発生強度も含まれ（前述3.1参照）、発生強度に関する「告知事項」が存在し得ることを正面から認めるのであれば（前述3.2.1参照）、こと発生強度に関する「告知事項」についての告知義務違反解除時や通知義務違反解除時の保険者免責における、例外的な因果関係特則の対象範囲の画定基準としては、「保険事故」の発生や「傷害疾病」の発生における「発生」という文言に拘泥すべきではない。

たとえば、火災保険において、保険の目的物である建物の消火設備等に関して告知義務違反があり、その後に発生した火災で保険の目的物が全焼したが、仮に虚偽告知どおりの消火設備等が存在していれば、30%の損率の焼損で済んだと想定する。この場合の保険者免責について、因果関係特則を形式的に適用して、告知義務違反の事実に基づかずに「保険事故」が発生したとして（すなわち、

当該「告知事項」は当該「保険事故」の発生には影響を与えていないとして)、解除前に発生した「保険事故」を全部有責とすることは、告知義務違反に対する制裁が不十分なものとなり適当ではない。保険契約者は、「保険事故」の発生後に保険契約を解除されても、解除後に他の保険者と火災保険契約を締結すれば済むのであり、保険者の契約解除権のみでは制裁としての十分な効果を發揮しないからである。したがって、こうした場合も保険者免責を認めるべきである。なお、填補対象損害の全部を保険者免責とするか、あるいは、消火設備等が申告どおりに具備されていた場合に拡大しなかった筈の填補対象損害部分(上記設例では、30%を超える焼損部分)のみを保険者免責とするかも法の解釈問題であるが、商学の立場からは一義的な結論を直ちには導けない。

またたとえば、医療保険において、被保険者の糖尿病の持病について告知義務違反(不告知)があり、保険期間開始後に糖尿病とは無関係に受傷した傷害(たとえば、交通事故での骨折)による入院期間が、糖尿病の影響で骨癒合が遅れて6ヶ月に及んだが、仮に糖尿病が存在しなければ2ヶ月の入院で済んだと想定する。この場合も、保険者免責について、因果関係特則を形式的に適用して、告知義務違反の事実に基づかずに「傷害疾病」が発生したとして(すなわち、当該「告知事項」は当該「傷害疾病」の発生には影響を与えていないとして)、解除前に発生した「傷害疾病」を全部有責とすることは、告知義務違反に対する制裁が不十分なものとなり適当ではない。保険契約者は、「傷害疾病」の発生後に保険契約を解除されても、もともと糖尿病患者の医療保険を引き受ける保険会社が存在しないのであれば特段の不利益はなく(そもそも医療保険に加入できない)、保険者の契約解除権のみでは制裁としての十分な効果を發揮しないからである(もちろん、糖尿病の治療のための入院であれば保険者免責となる)。したがって、この場合も同様に保険者免責を認めるべきである。なお、「給付事由」の全部を保険者免責とするか、あるいは、糖尿病が申告どおりに存在しなかった場合に拡大しなかった筈の「給付事由」部分(上記設例では、2ヶ月を超える入院期間)のみを保険者免責とするかも法の解釈問題であるが、商学の立場からは一義的な結論を直ちには導けない。

#### 4. 結論

旧法とは異なり、保険法においては、「保険契約」という法律用語に関する定義規定が設けられ(保険法2条1号)、その定義中において、「保険料」に関して、「一定の事由の発生の可能性に応じたものとして」という限定文言が新たに設けられた。

ところで、保険を通じて保険者が保険契約者から引き受ける不確実性は、発生頻度と発生強度の両者または一方から成るとすると、「一定の事由の発生の可能性」とは、発生頻度と発生強度の両者を包摂する概念であると考えざるを得ない(前述2)。

この「一定の事由の発生の可能性」という概念は、「損害保険契約」、「生命保険契約」、「傷害疾病定額保険契約」の各契約類型において、「危険」という法律用語に言い換えられている。つまり、「保険料」とは「危険」に応じたものであることになる。ということは、保険法における「危険」概念も、発生頻度のみならず、発生強度をも包摂することになる。したがって、「危険」概念を中心とする保険法上の諸規整、すなわち、告知義務や「危険増加」に関する通知義務や「危険」の減少に関する一連の規整においては、発生頻度のみならず、発生強度をも念頭に置いた法解釈が求められることになる(前述3)。

#### 謝辞

本研究にあたっては何人かの方から有益なご意見をいただいた。中でも、安田和弘氏からは貴重なご教示・ご示唆をいただいた(特に本文2.4の部分)。ここに記して感謝申し上げる。

#### 参考文献

- 江頭憲治郎(2010)『商取引法』6版、弘文堂。
- 萩本修(2008)「保険法現代化の概要」落合誠＝山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』経済法令研究会、pp.14-27。
- 萩本修編著(2009)『一問一答保険法』商事法務。
- Harrington, Scott. E. and Gregory R. Niehaus(2004) *Risk Management and Insurance*, 2nd ed., McGraw-Hill/Irwin, 米山高生・箸方幹逸監訳『保険とリスクマネジメント』(2005) 東洋経済新報社。
- 法制審議会保険法部会(2007)「保険法の見直しに関する中間試案」。
- 金光良美(1987)『米国の保険危機』保険毎日新

- 聞社.
- 木村栄一編 (1978) 『損害保険論』 有斐閣.
- 小暮雅一 (1998) 『保険の数理—損保・生保・年金—』 保険研究所.
- 水島一也 (2006) 『現代保険経済[第8版]』 千倉書房.
- 日本リスク研究学会編 (2006) 『リスク学事典』, 増補改訂版, 阪急コミュニケーションズ.
- 日本リスク研究学会編 (2008) 『リスク学用語小辞典』 丸善.
- 落合誠一監修 (2009) 『保険法コンメンタール(損害保険・傷害疾病保険)』 損保総研.
- 大森忠夫 (1985) 『保険法』 補訂版, 有斐閣.
- 嶋倉征雄 (1982) 『損害保険料率算定の基礎知識』 損害保険企画.
- 白杉三郎 (1954) 『保険学総論 (再訂版)』 千倉書房.
- 竹瀨修 (2008) 「保険法制定の背景と今後の展望」 法律のひろば 2008年8月号, pp. 13-21.
- Vaughan, Emmett J. and Therese Vaughan (2008) *Fundamentals of Risk and Insurance*, 10th ed., John Wiley & Sons.
- Williams, C. Arthur, Jr., Michael L. Smith and Pete C. Young (1995) *Risk Management and Insurance*, 7th ed., McGraw-Hill.
- 山下友信 (2005) 『保険法』 有斐閣.
- 山下友信 (2008) 「新しい保険法—総論的事項および若干の共通事項」 ジュリスト 1364号, pp. 10-17.
- 山下友信, 米山高生編 (2010) 『保険法解説—生命保険・傷害疾病定額保険—』 有斐閣.
- 米山高生 (2010) 「保険理論からみた保険法—契約自由の世界からの離脱—」 保険学雑誌 608号, pp. 61-80.